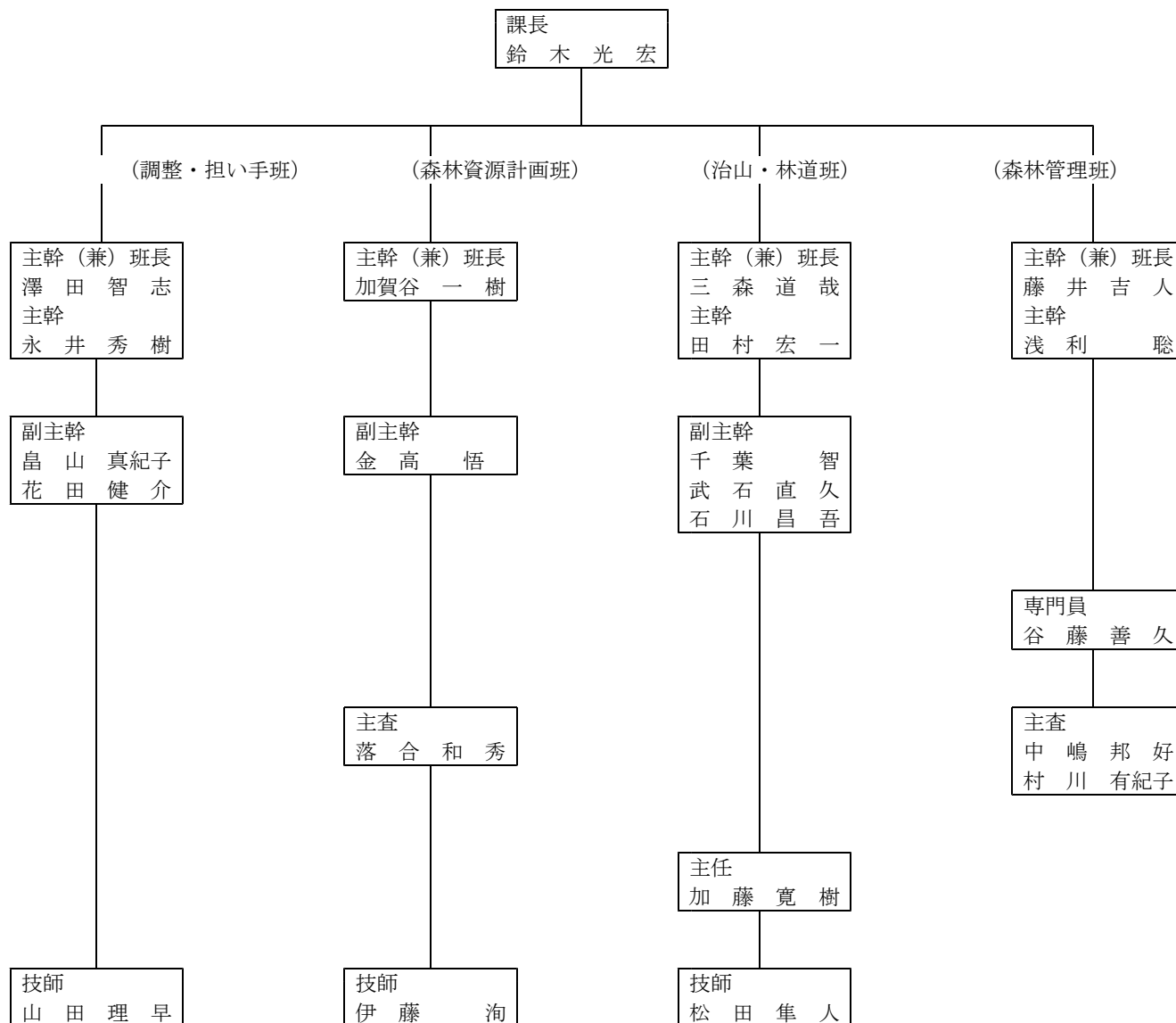


森 林 整 備 課

森林整備課

(平成31年4月1日現在)



各班の所掌事務

(調整・担い手班)

- ・課内調整
- ・水と緑の森づくり基金運営委員会
- ・水と緑の森づくり税事業
- ・森林環境譲与税事業
- ・林業雇用総合対策・労働安全衛生
- ・林業事業体の育成・支援
- ・森林・山村多面的機能発揮対策交付金
- ・J－V E R制度
- ・森林学習交流館管理運営
- ・林業研究研修センター調整業務
- ・県民の森維持管理
- ・緑化推進事業

(森林資源計画班)

- ・地域森林計画、森林審議会
- ・入会林野等の整備
- ・森林経営管理制度
- ・水源森林地域保全条例関係
- ・森林GIS情報整備・運用管理

(治山・林道班)

- ・治山事業の計画・実施
- ・地すべり防止事業
- ・民有林林道網整備計画
- ・林道の開設・改良
- ・林道施設災害復旧
- ・高能率生産団地路網整備

(森林管理班)

- ・保安林の指定・解除
- ・県営保安林財産管理
- ・保安林管理

事業名	秋田県水と緑の森づくり事業（森づくり税ハード事業）		担 当	調整・担い手班
事業年度	平成30～34	事業主体	県、市町村等	
事業目的	地球温暖化の防止、県土の保全、水源かん養等の公益的機能を有し、全ての県民がその恩恵を受けている森林を健全に守り育て、次の世代に引き継いでいくため、森林環境の保全に関する事業を実施する。		財 源	当初予算額
			繰入金	395,103 千円
実施内容	1 豊かな里山林整備事業 70,362千円			
	(1) 針広混交林化 生育の思わしくないスギ人工林や居住地近くに広がる里山林等を対象として、誘導伐（間伐）等の実施により、針葉樹と広葉樹の入り混じった混交林へ誘導し、森林環境や公益性を重視した森づくりを図る。			
	①実施主体 市町村、森林組合、林業事業体、県等			
	②事業計画 誘導伐等 75ha			
	③施行箇所 3市町 大館市、三種町、男鹿市			
	④補 助 率 10／10以内			
	(2) 広葉樹林再生 放牧跡地等過去に失われた森林環境を取り戻し、野生動植物が生息・生育できる生態系の健全性に配慮した広葉樹林の再生を図り、森林環境や公益性を重視した森づくりを図る			
	①実施主体 市町村、県			
	②事業計画 下刈等 17ha			
	③施行箇所 4市町 北秋田市、三種町、横手市、湯沢市			
	④補 助 率 10／10以内			
	(3) 緩衝帯等整備 クマ等の野生動物と人との不和が生じている森林や、主要道路沿いや通学路沿い等の藪化・過密化している森林において、野生動物の出没抑制、森林環境の保全や景観の向上を図る。			
	①実施主体 市町村、森林組合、林業事業体、県等			
	②事業計画 下刈、除伐等 110ha			
	③施行箇所 15市町村 鹿角市、大館市、北秋田市、上小阿仁村、八峰町、秋田市、由利本荘市、にかほ市、大仙市、仙北市、美郷町、横手市、湯沢市、羽後町、東成瀬村			
	④補 助 率 補助対象経費の10／10以内			
	2 マツ林・ナラ林等景観向上事業 134,194千円			
	松くい虫やカシノナガキイムシ被害によって枯死し、景観維持や安全面から支障になる立木を伐倒処理し、処理後の伐採跡地に植栽することにより、森林環境や公益性を重視した森づくりを図る。			
	(1) 実施主体 市町村、県			
	(2) 事業計画 枯損木処理 10,202m ³			
	(3) 施行箇所 15市町村 大館市、北秋田市、能代市、八峰町、三種町、秋田市、男鹿市、大潟村、由利本荘市、にかほ市、美郷町、横手市、湯沢市、羽後町、東成瀬村			
	(4) 補 助 率 10／10以内			
	3 森や木とのふれあい空間整備事業 190,547千円			
	(1) ふれあいの森整備 多くの県民が気軽に森林に触れあえる場として利用できる、身近な森林の公園化や既存公園の再整備を実施し、森林環境や公益性を重視した森づくりを図る。			
	①実施主体 市町村、財産区、小・中学校、森林所有者、県等			
	②事業計画 整備 15箇所			
	③施行箇所 10市 鹿角市、大館市、能代市、秋田市、由利本荘市、にかほ市、大仙市、仙北市、横手市、湯沢市			
	④補 助 率 10／10以内			
	(2) 木育空間整備 木の良さ野心林の大切さ等について理解を深めるため、公共施設等において、親子で直接木を見てふれあえることのできる「木育体験空間」を整備し、木行くの推進及び促進を図る。			
	①実施主体 市町村、県			
	②事業計画 整備 6箇所			
	③施行箇所 4市 大館市（女性センター、有浦児童館）、北秋田市（市民ふれあいプラザ）、秋田市（子ども未来センター、子ども広場）、湯沢市（青年の家）			
	④補 助 率 補助対象経費の10／10以内			

事業名	秋田県水と緑の森づくり推進事業（森づくり税ソフト事業）		担 当	調整・担い手班
事業年度	平成30～34	事業主体	県、市町村、ボランティア団体、NPO等	
事業目的	地球温暖化の防止、県土の保全、水源かん養等の公益的機能を有し、全ての県民がその恩恵を受けている森林を健全に守り育て、次の世代に引き継いでいくため、県民の森林に対する意識の醸成と、森作り活動への自主的参加を促す仕組みを推進する。		財 源	繰入金
				75,594 千円
実施内容	1 県民参加の森づくり事業 31,800 千円			
	(1) 森林ボランティアによる森づくり活動を推進するため、森林ボランティア団体が行う森づくり活動や森林、林業に関する研修会等の支援を行う。			
	①実施主体 県に登録されている森林ボランティア団体			
	②補 助 率 10/10以内（上限850千円）			
	(2) 県民全体で支える森づくりへの取り組みとして、県民の自主参加型の企画立案による森づくり活動を公募し、その活動の支援を行う。			
	①実施主体 NPO等の法人、企業、組合、地域住民団体等			
	②補 助 率 10/10以内（上限400千円 ※拡充：クマ対策は上限1,000千円）			
	(3) 市町村等が行う植樹・育樹祭等や普及啓発事業の支援を行う。			
	①実施主体 市町村等			
	②補 助 率 10/10以内（上限1,000千円）			
	2 森林環境教育推進事業 15,965 千円			
	(1) 次代を担う児童生徒を対象とした森林環境教育を推進するため、学校等における森林環境学習活動の支援を行う。			
	(2) 学校等における森林環境教育を推進する指導者育成のための研修会を開催する。			
	(3) 児童への自然体験や木育を推進する指導者を養成するため研修会を開催する。			
	3 普及啓発事業 27,829 千円			
	基金運営委員会を設置し事業効果の検証等を行うほか、ボランティア活動を支援する「秋田森づくり活動サポートセンター」の運営、県民参加による森づくりへの理解促進を図るための普及啓発活動、森林環境に関する調査のため試験研究等を行う。			

事業名	秋田県水と緑の森づくり基金積立金		担 当	調整・担い手班
事業年度	平成30～34	事業主体	県	
事業目的	地球温暖化の防止、県土の保全、水源かん養等の公益的機能を有し、全ての県民がその恩恵を受けている森林を健全に守り育て、次の世代に引き継いでいくため、森林環境保全に関する資金として基金を積み立てる。		財 源	一 般
				456,000 千円
				8 千円
実施内容	1 基金積立金（平成31年度税収見込額） 456,000,000円			
	2 基金積立金（運用益分）			
	(1) 運 用 額 72,743,466円（平成30年度基金残高）			
	(2) 運用方法 大口定期 12ヶ月金利0.01%			

事業名		森林・林業雇用総合対策事業																担当		調整・担い手班			
事業年度		平成8～36				事業主体 (公財)秋田県林業労働対策基金ほか												当初予算額		105,617 千円			
事業目的	木材価格の低迷により林業従事者をめぐる雇用環境は極めて厳しい状況にあるが、山村地域の振興及び森林の有する公益的機能の推進を図るため、森林整備の担い手である林業従事者を安定的に確保する。																		財源内訳	国庫	1,400 千円		
																				繰入金	76,516 千円		
																				一般	27,701 千円		
実施内容	1 森林整備担い手育成事業 89,158千円																						
	林業従事者の確保・育成、就労条件の改善及び労働安全衛生の充実等を促進するための事業に対して支援する。																						
	(1) 補助率 県10／10																						
	(2) 事業内容																						
	①ニューグリーンマイスターの育成に関する事業 13,842千円																						
	・研修経費（「ニューグリーンマイスター育成学校」） (12,387千円)																						
	・技能講習助成 (1,455千円)																						
	②林業従事者の確保に関する事業 11,805千円																						
	・定着奨励金助成 (11,805千円)																						
	③林業従事者の就労条件の改善に関する事業 54,055千円																						
	・退職金共済掛金助成 (37,303千円)																						
	・労災保険掛金助成 (16,752千円)																						
	④労働安全衛生の充実及び普及啓発に関する事業 9,456千円																						
	・労働安全衛生促進助成 (8,997千円)																						
	・森林林業普及啓発助成 (459千円)																						
	(参考) 新規採用者の推移 (人)																						
		H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
	採用者数	37	27	20	18	25	44	44	47	67	85	94	105	101	141	138	143	149	142	121	141	133	130
	35歳以下	34	26	19	13	16	22	19	33	32	37	39	47	37	90	60	49	67	56	61	84	66	72
	新規学卒	20	13	11	5	7	11	7	18	8	3	4	5	4	2	16	4	18	24	16	24	15	22
2 林業就業促進総合対策事業 2,000千円	将来の地域林業を担う人材の育成を目的として、林業従事者を対象とした「ニューグリーンマイスター育成学校」を開講し、林業に関する知識や技術の習得及び資格取得のための研修を行う。																						
	(1) 補助率 国1／2、県1／2 (国：林業・木材産業成長産業化促進対策交付金)																						
	(2) 事業主体 林業労働力確保支援センター ((公財)秋田県林業労働対策基金)																						
	(3) 研修内容 一年目 林業全般の知識・技術（経営、測量、病虫害、安全対策等）、資格取得																						
	二年目 オペレーター養成（高性能林業機械操作・安全作業等）、資格取得																						
	【ニューグリーンマイスター育成学校実績】 (人)																						
		H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
	1年生	16	18	19	19	27	20	19	20	21	28	14	19	29	19	23	22	23	24	20	30	28	26
	2年生	14	16	12	13	16	23	18	17	19	17	25	13	18	29	16	22	22	22	21	19	27	25
	卒業者数	24	40	52	65	81	104	122	139	158	175	200	213	231	260	276	298	320	342	363	382	409	434
	3 林業労働安全衛生対策事業 600千円	林業労働災害の未然防止のための安全衛生指導員による巡回指導に対して支援する。																					
		(1) 補助率 国1／2、県1／4、実施主体1／4 (国：林業・木材産業成長産業化促進対策交付金)																					
		(2) 事業主体 林材業労災防止協会秋田県支部																					
		(3) 事業内容																					
		①安全衛生指導員養成研修に係る事業（指導員全県16名）																					
		②安全巡回指導に係る事業（事業体及び作業現場32箇所）																					
4 秋田の高校生林業体験事業 1,705千円		林業に興味を持つ高校生に高性能林業機械の操作や基礎的な機械の使い方等の体験を実施する。																					
		(1) 補助率 県10／10																					
	(2) 事業主体 (公財)秋田県林業労働対策基金																						
	(3) 事業内容 高校生を対象とした林業体験を県内3地区で実施																						

- 5 新規就業者雇用支援事業 12,154千円
- 新たな森林管理システムによる森林整備の推進に向けて、「意欲と能力のある林業経営者」となる林業事業体での人材確保が急務となっていることから、説明会や林業体験研修を通じて県内外から広く新規就業者を確保する。
- (1) ウェルカム秋田！移住就業トライアル研修事業 6,264千円
- ①短期研修（3泊4日 7名）1,525千円
内容 林業木材産業基礎知識、林業機械操作体験、就業相談等
- ②中期研修（1カ月 5名）4,739千円
内容 林業に関する基礎学習、林業事業体での実践研修、機械資格取得等
- (2) インターンシップ支援事業（5日間：15名）2,776千円
内容 県内ハローワークを通じた求職者を対象とした林業事業体での体験研修
- (3) 就業フォローアップ事業（4名）3,114千円
内容 中期研修及びインターンシップ支援事業修了者を雇用した林業事業体に対し、雇用する際に必要な指導費、安全装備品等について助成

事業名	森林整備担い手育成基金積立金		担当	調整・担い手班
事業年度	平成16～	事業主体	当初予算額	75 千円
事業目的	山村地域の振興及び森林の有する公益的機能の増進のため、森林整備の担い手である林業労働に従事する者の育成・確保、福祉の向上及び林業労働安全衛生並びに森林整備の推進に関する事業に充てるための資金として基金に積み立てる。		財源内訳	75 千円
実施内容	1 森林整備担い手育成基金積立金 (1) 基金積立金（平成31年度税収見込額） 74,617円 (2) 基金積立金（運用益分） ①運用額 486,562,581円（平成30年度基金残高） ②運用方法 大口定期 6ヶ月 金利0.035% NCD（譲渡性預金）12ヶ月 金利0.010%			

事業名	「オール秋田で育てる」林業トップランナー養成事業			担 当	調整・担い手班
事業年度	平成26～	事業主体	県	当初予算額	33,336 千円
事業目的	本県の豊富な森林資源の活用を図り、林業を地域経済と雇用を支える産業として成長させるため、就業前の林業未経験者を対象に幅広い知識・技術とマネジメント能力等を習得する研修を実施し、将来の林業を担う若い林業技術者を養成する。			財 財 産	4,158 千円
				源 繰入金	7,719 千円
				内 一 般	21,459 千円
				訳	
実施内容	1 林業トップランナー養成推進事業 707千円 秋田林業大学校の運営方針を協議する「林業技術者養成協議会」を開催するほか、林業関係者等による研修サポートチームによるサポート体制の整備や、指導職員の機械系資格取得を推進する。 (1) 事業費（研修運営費） ①協議会開催費 259千円 ②指導研修費 448千円 (2) 事業内容 ① 協議会の開催 ア 協議会委員 林業・木材産業関係団体、教育庁、東北森林管理局、県関係機関等 イ 協議内容 ・研修方針の検討 ・カリキュラムの検討 ・各分野の情報交換（高校生進路状況、林業の雇用情勢等） ② 林業大学校サポートチームによる支援 ア 構 成 員 林業・木材産業関係団体、東北森林管理局、林業機械メーカー等 イ 活動内容 ・指導方法の検討 ・専門性向上研修（指導員養成研修）				
	2 林業トップランナー養成研修事業 秋田林業大学校の研修実施及びPR活動を行う。 (1) 事業費 32,629千円 ① 研修資機材整備費 21,459千円 ② 研修実施・普及啓発費 11,170千円 (2) 事 業 内 容 ① 研修資機材整備費 研修機械借上料、研修資機材整備費、非常勤講師報償費等 ② 研修実施・普及啓発費 研修教材の購入、非常勤講師の報償費、研修生募集のポスター・パンフレット作成等				

事業名	林業就業前研修生支援事業			担 当	調整・担い手班
事業年度	平成27～29	事業主体	県	当初予算額	51,074 千円
事業目的	林業を志す青年が安心して研修に専念できるよう、秋田林業大学校の研修生に給付金を給付し、林業分野への就業を促進する。			財 国 庫	48,639 千円
				源 寄附金	500 千円
				内 諸収入	1,935 千円
				訳	
実施内容	1 秋田県緑の青年就業準備給付金事業 50,574千円 安心して研修に専念できるよう資金を給付する。 (1) 給付金 1,375千円×35人 48,125千円 (2) 推進事務費 514千円 (3) 返還金の国庫納付 1,935千円				
	2 秋田林業大学校研修生奨学金事業 500千円 県内金融機関（秋田銀行、北都銀行、羽後信金、秋田信金、県信用組合）から若手林業技術者育成に協力をいただく。 100千円×5金融機関（5人分） 500千円				

事業名	秋田県森林経営管理制度推進事業	担 当	調整・担い手班
事業年度	平成31～	事業主体	県
事業目的	平成31年4月から施行される「森林経営管理法」に基づき、市町村が実施する森林整備等を円滑に推進するため、地域指導支援員を新たに配置し、市町村職員等の研修や業務の指導等を行う。	財 源	当初予算額 20,144 千円
実 施 内 容	1 市町村技術者等養成事業 1,925千円 地域林政アドバイザーの育成や、市町村職員等を対象に事務実務や技術の習得等のための研修を開催する。 2 秋田県森林経営管理支援センター運営事業 12,782千円 (1) 県内3箇所(県北、中央、県南)に支援員を配置し、市町村業務等の指導等を実施する (2) 林業研究研修センター内に1名支援員を配置し、研修の企画や実施等を行う。 3 普及啓発事業 5,437千円 管理制度によりとりまとめられる森林の効果的・効果的な施業方法等を検討するためのモデル林の造成・管理現地検討会の実施等	内 訳	財 諸収入 28 千円 一 般 20,116 千円

事業名	県民の森維持管理事業（経常経費）	担 当	調整・担い手班
事業年度	平成12～	事業主体	県
事業目的	第19回全国植樹祭（S43）を記念して設置した「県民の森」や、立県百年（S46）を記念して設置した「立県百年記念の山」の維持管理を実施し、緑豊かな自然に親しむ県民憩いの場と樹木や自然を愛する豊かな心を育む林業研修の場として活用する。	財 源	当初予算額 2,891 千円
実 施 内 容	1 「県民の森」の概要 2,240千円 (1) 所在場所 仙北市田沢湖町田沢字大森1－1外 (2) 面積 145.00ha (3) 施設の概要 ①管 理 舎 木造平屋1棟（36.35㎡） ⑥みんなの広場 2.5ha ②遊 歩 道 6,700m ⑦樹園地造成 0.24ha ③水 飲 場 4ヶ所 ⑧各県の木の森 2.0ha（各都道府県の象徴木19種） ④東 屋 2棟 ⑨世界の木の森 1.5ha（15カ国の樹木） ⑤便 所 3ヶ所 ⑩キャンプ場 2.0ha (4) 維持管理事業内容 ①植栽地の下刈り及び修景施業 ④広場の整備・補修 ②生け垣及び樹木の剪定 ⑤病虫害の防除等 ③遊歩道の補修及び除草 ⑥標識等の整備・補修 2 「立県百年記念の山」の概要 651千円 (1) 所在場所 能代市二ツ井町小繋字湯の沢55－1 (2) 面積 14.55ha (3) 施設の概要 ①東屋 1棟 ②便所 1ヶ所 ③広場：1.00ha ④沼：0.13ha ⑤樹木植栽地 13.42ha（サクラ、ウメ、ツツジ、ドウダンツツジ、シラカバ、ナラ、スギ、アカマツ） (4) 維持管理事業内容 植栽地の下刈り、広場の整備、マツクイムシ被害木の燻蒸処理等	内 訳	財 財 産 6 千円 一 般 2,885 千円

事業名	緑化推進事業（経常経費）	担 当	調整・担い手班
事業年度	平成12～	事業主体	県
事業目的	緑化思想の普及啓発、緑の少年団育成のほか、（公社）秋田県緑化推進委員会が行う事業に対して助成する。	財 源	当初予算額 1,029 千円
実 施 内 容	1 緑化思想の普及啓発、緑の少年団育成 79千円 学校関係緑化コンクール表彰等 2 緑化推進活動事業費補助金 950千円 （公社）秋田県緑化推進委員会の主要事業に対する助成事業	内 訳	一 般 1,029 千円

事業名	森林学習施設管理運営費（経常経費）			担当	調整・担い手班
事業年度	平成2～	事業主体	県	当初予算額	31,684 千円
事業目的	森林・林業の学習施設として、森林学習交流館（プラザクリプトン）の管理運営を行う。			財源内訳	使用料 3,494 千円 一般 28,190 千円
実施内容	1 指定管理業務（指定管理料） 29,612 千円 （1）展示施設や「学習交流の森」の指導説明 （2）建物施設等の清掃や設備管理、「学習交流の森」の維持管理等 （3）委託先（指定管理者） 株式会社 サンアメニティ 所在地（本社）東京都北区王子3-19-7 （支店）秋田市雄和椿川字奥椿岱194-1 2 土地賃借料 2,072 千円（19.23ha） 土地所有者 秋 田 市 1.35ha 178,397 円 戸島・白熊部落融和会 17.88ha 1,893,360 円 （参 考） 森林学習交流館 設置場所 秋田市河辺戸島字上祭沢38-4 規 模 鉄筋コンクリート三階建 延べ床4,630㎡				

事業名	林業普及指導研修補助事業費（経常経費）			担当	調整・担い手班
事業年度	昭和58～	事業主体	県	当初予算額	2,216 千円
事業目的	林業普及指導事業を円滑に進めるとともに、試験研究成果の現地適応化による林業技術の改善とその普及を巡回指導するほか、地域における事例等の情報の収集整理とその活用を図る。また、普及指導職員の資質の向上を図るため、国が実施する研修を受講する。			財源内訳	国庫 1,108 千円 一般 1,108 千円
実施内容	1 林業普及指導交付金事業 2,216千円（国1／2以内） （1）地区運営事業 735千円 普及活動に必要な関係資料を整備し、普及啓発を行う。 （2）普及指導研修等事業 1,262千円 ・国の開催する中央技術研修の受講及び全国・ブロックシンポジウム等へ参加する。 ・普及指導職員に対する研修（全員・特技等）を実施し、普及指導職員の資質向上を図る。 ・林業関係技術者等との技術等の情報交換研修を実施し後継者等の育成を図る。 （3）林業技術現地適応化事業 219千円 ・試験研究成果を解りやすく取りまとめ、その情報を提供する。				

事業名	林業普及指導事業費（経常経費）			担 当	調整・担い手班
事業年度	昭和55～	事業主体	県	当初予算額	2,307 千円
事業目的	森林・林業の重要性の普及啓蒙と林業技術の研修事業を強化するとともに、より効率的な普及活動を展開するため、指導的林業者等の育成と地域の重点対策の検討などを行う。特に、森林の適切な管理により森林の持つ公益的機能の維持増進を図るため、林業後継者の意欲を高め林業生産活動の活発化が図られるよう人材育成を主体とした事業を行う。			財 源 内 訳	2,307 千円
実施内容	1 意欲的林業者グループ活動支援事業 447千円 （１）林業技術交換研修開催事業 147千円 森林所有者等に対する林業技術の情報提供や林業研究グループ活動発表会・情報交換研修を開催する。 （２）林業後継者組織育成事業 300千円 社団法人秋田県林業後継者会議の会員が先進的な技術や知識を修得するための活動に対して助成する。 2 指導的林業者等育成事業 320千円 （１）指導林家・林業普及指導協力員研修事業 110千円 指導林家・普及指導協力員を対象に、最新の林業技術や森林の活用方法等に関する研修会を開催する。 （２）普及指導協力員活用事業 210千円 普及指導協力員の活動を支援し、普及活動協力員とともに関係機関と連携を図りながら、林業教室等を効率的に開催する。 3 林業経営コンクール開催事業 140千円 ・林業経営に関する優良事例を発掘して中央の全国コンクールへの推薦する。 4 普及指導業務修得研修事業等 1,400千円				

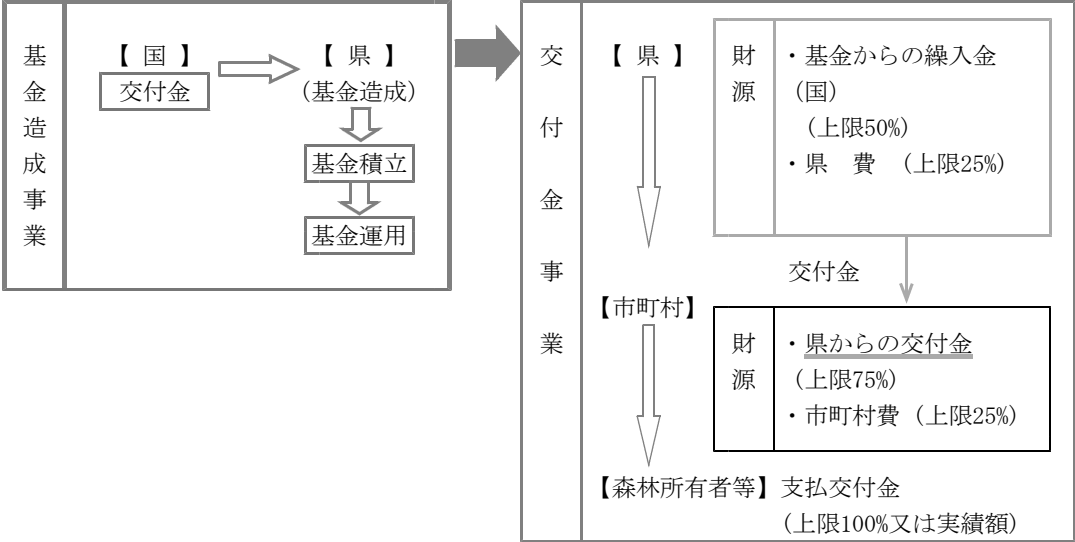
事業名	自立的林業経営支援事業			担 当	調整・担い手班
事業年度	平成30～	事業主体	林業者等の組織する団体	当初予算額	1,330 千円
事業目的	森林・山村の多面的機能の発揮を図るため、自立的な林業経営を目指す団体が行う森林の保全管理や森林資源の利用等の取組を支援する。			財 源 内 訳	1,330 千円
実施内容	1 自立的林業経営支援事業 1,330千円 自立的な林業経営を目指す自伐林家等を中心とした団体が地域ぐるみで行う森林管理や資源の利用を図る活動を支援する。 （１）実施主体 山林活用研究会（由利本荘市） ①補 助 額 300千円（森林整備活動：1ha当たり120千円補助） ②事業内容 間伐等 2.5ha （２）実施主体 村木山の会（由利本荘市） ①補 助 額 1,030千円（森林整備活動：1ha当たり120千円補助 資機材の整備：購入額の1／2以内） ②事業内容 ・間伐等 8.0ha ・資機材の整備				

事業名	甘肅省林業技術者交流促進事業	担 当	調整・担い手班
事業年度	平成27～34	事業主体	県
事業目的	本県と友好提携を結び交流を進めてきている中国甘肅省との友好関係を更に発展させるため、林業関係分野での技術交流を図る。	財 源 内 訳	当初予算額 1,432 千円
実施内容	1 甘肅省技術研修員等受入事業 1,432千円 (1) 甘肅省技術研修員等受入事業 197千円 甘肅省から研修生を受け入れ、県の試験研究機関や民間企業等において研修を行い、必要な技術・知識を習得してもらうとともに、関係者の国際理解を促進する。 ①実施期間 平成31年11月～1週間程度 ②研 修 生 5名 ③内 容 林業技術の研修（林業研究研修センター等） (2) 甘肅省訪問団派遣事業 1,235千円 甘肅省の森林状況を把握するとともに秋田で研修を行った研修員による現地での取組を検証するため訪問団を派遣する。 ①実施期間 平成31年8月～4泊5日 ②訪 問 団 4名 ③内 容 甘肅省の森林状況の把握 等	財 源 内 訳	1,432 千円

事業名	森林計画推進費（経常経費）	担 当	森林資源計画班
事業年度	昭和40～	事業主体	県
事業目的	全県の森林資源を把握し、森林簿、森林計画図の整備と地域森林計画の策定を行い、計画的に森林施策を推進する。	財 源 内 訳	当初予算額 846 千円
実施内容	1 森林調査・策定費 469千円 林分調査、森林計画図、森林簿の整備、地域森林計画の樹立・変更、実務研修会の実施、森林計画樹立のための説明会の開催、関係部局との調整、樹立関係資料の作成 (1) 米代川計画区 174,977ha (2) 雄物川計画区 190,853ha (3) 子吉川計画区 81,673ha (4) 全県計 447,503ha 2 森林情報システム機器のリース 377千円 システム機器（専用端末、A3カラープリンタ、大判プリンタ）のリースに係る経費	財 源 内 訳	846 千円

事業名	入会林野等整備促進事業（経常経費）	担 当	森林資源計画班
事業年度	昭和42～	事業主体	県
事業目的	入会林野等の権利関係の近代化と利用の高度化を推進するため、研修会の開催、専門的知識を有するコンサルタントの設置等による指導や嘱託登記を実施する。	財 源 内 訳	当初予算額 282 千円
実施内容	1 事業内容 (1) 入会林野等の整備に係わる権利関係の明確化を図るため、指導、助言を行う。 (2) 入会林野等集団に対する指導を適切に行うため、市町村担当者等を対象に情報提供等、助言・指導する。 (3) 嘱託登記の実施 (4) 法律、登記、農林業経営の専門知識を有するコンサルタントを設置し、入会権の近代化に係る権利調整、登記及び整備後の経営のあり方について入会集団を指導する。 2 事業主体 県 3 事業実施期間 平成29年度～33年度（第7期計画）	財 源 内 訳	282 千円

事業名	森林整備地域活動支援対策交付金			担 当	森林資源計画班		
事業年度	平成14～32	事業主体	県、市町村	当初予算額	33,893 千円		
事業目的	森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、森林経営計画等による計画的かつ適切な森林整備の推進を図るため、集約化施策に意欲的に取り組む森林所有者等に対し、市町村との協定に基づき行う「森林経営計画作成促進」等の地域活動を支援する。			財 一 般	11,272 千円		
				源 繰入金	22,621 千円		
				内			
				訳			
実施内容	1 森林整備地域活動支援対策交付金 33,750千円（◎ 22,500千円、○ 11,250千円）						
	（1）対象森林						
	①森林経営計画の作成促進						
	森林経営計画の対象とされていない森林、計画期間が終了した森林、最終年度となる計画地又は森林経営計画対象森林で計画を変更し間伐を実施する森林						
	②森林境界の明確化						
	地域森林計画の対象とする森林						
	③森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備						
	市町村長と「森林経営計画作成促進」「森林境界の明確化」の協定を締結した森林						
	（2）対象行為及び交付金額						
	①森林経営計画の作成促進 8,000円/ha～69,000円/haを超えない額						
	（不在村者対応、境界確認の有無で加算）						
	森林経営計画作成や森林経営計画期間内における間伐実施のための準備活動（森林情報の収集活動、森林調査、説明会の開催等）						
	②森林境界の明確化：16,000円/ha～58,000円/haを超えない額						
	将来的に施策実施の前提となる、境界が不明瞭な森林で行う境界の確認、情報整理、市町村への情報提供						
③森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備：40,000円/haを超えない額							
協定の対象森林内に存する作業路網並びに対象森林に到達するまでの作業路網の簡易な改良							
（木製横断工、土留、洗い越し、砂利補充等）							
（3）対 象 者							
・市町村と協定を締結し、森林施策の集約化に意欲的に取り組む森林組合、林業事業体、森林所有者 等							
・市町村							
（4）負担割合 国1／2、 県1／4、 市町村1／4							
（5）事業主体 市町村							
（6）31年度計画							
平成31年度 交付森林面積 (ha)		平成31年度 支払交付金総額 (計画) 千円	事業費内訳 (千円)				
			県	交 付 金		市町村費	
				国費（基金）	県費		
①計画作成	1,885 ha	28,830	38,440	19,220	9,610	9,610	
②境界明確化	294 ha	4,920	6,560	3,280	1,640	1,640	
③条件整備	0 ha	0	0	0	0	0	
計	2,179 ha	33,750	45,000	22,500	11,250	11,250	
2 推進事務費							
（1）都道府県推進費 43千円（◎21千円、○22千円）							
①事業内容 県が実施する説明会、交付申請の審査等、指導監督事務に要する経費							
②事業主体 県							
③補 助 率 国1／2 県1／2							
（2）市町村推進費 100千円（◎100千円）							
①事業内容 市町村が実施する説明会、協定の締結、交付金の交付事務等、指導監督確認事務に要する経費							
②事業主体 市町村							
③補 助 率 国1／2（市町村1／2）							

事業名	森林整備地域活動支援基金造成事業			担 当	森林資源計画班	
事業年度	平成14～32	事業主体	県	当初予算額	15 千円	
事業目的	森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、森林経営計画等による計画的かつ適切な森林整備（森林施業の集約化等）の推進を図る観点から、「森林経営計画作成促進」等の地域活動を支援するため、市町村が森林所有者等に交付金を交付する事業に助成する資金として基金を造成する。			財 財 産	15 千円	
				源		
				内		
				訳		
実施内容	1 事業内容					
	(1) 資金の積立					
	都道府県は、国から交付される交付金の全額を資金として積み立てる。					
	(2) 資金の管理・運用					
	①県は、資金の管理・運用等を条例を定めて行う。					
	②県における本資金の経理は、他の事業の経費と区分して行う。					
	③県は、資金の運用により生じた運用益を資金に繰り入れる。					
	④県は、平成32年度末に残額が生じたときは、当該残額を返還する。					
	(3) 森林整備地域活動支援交付金の流れ					
						
2 31年度基金造成額 15千円						
3 基金造成状況			(単位：円)			
区分	H27実績	H28実績	H29実績	H30見込	H31計画	H32計画
前年度繰越額	283,654,338	239,691,756	201,233,949	168,994,920	141,290,773	118,684,018
運用益	71,113	35,789	40,137	16,853	14,245	11,868
その他（返還金等）						
国庫補助金						
基金総額 ①	283,725,451	239,727,545	201,274,086	169,011,773	141,305,018	118,695,886
取崩額 ②	44,033,695	38,493,596	32,279,166	27,721,000	22,621,000	40,764,000
年度末基金残高	239,691,756	201,233,949	168,994,920	141,290,773	118,684,018	77,931,886
4 県条例						
秋田県森林整備地域活動支援基金条例（平成14年7月9日秋田県条例第52号）						

事業名	地域森林計画編成事業			担当	森林資源計画班
事業年度	昭和40～	事業主体	県	当初予算額	1,917 千円
事業目的	全県の森林資源を把握して森林簿や森林計画図の整備を進め、計画的に森林施策を推進するとともに、整備した情報を林業関係者や一般の方々へ提供する。			財源	国庫
				一般	1,008 千円
					909 千円
				内訳	
実施内容	1 森林資源モニタリング調査 1,817千円（◎ 908千円、○ 909千円） 地域森林計画における森林整備の基本的事項等を定めるため、必要となる客観的資料を得る事を目的として現地調査などを実施する。 補助率 国1／2、県1／2				
	2 森林経営計画認定事業 100千円（国 100千円） 農林水産大臣認定の森林経営計画の円滑な実施のため、地域の林業行政や地理等に詳しい県が受託して調査を行う（※国からの委託事業として実施）。				

事業名	森林情報利活用ステップアップ事業			担当	森林資源計画班
事業年度	平成29～	事業主体	県	当初予算額	21,577 千円
事業目的	森林環境譲与税を活用した市町村の森林整備等を支援するため、森林情報を一元管理する森林GISによる精度の高い森林資源データの効率的かつ継続的な利活用及び精度向上により、市町村における環境譲与税事業の円滑な運用を推進する。			財源	一般
					21,577 千円
				内訳	
実施内容	1 森林GIS高度化事業 21,577千円（○ 21,577千円） 森林情報の効率的な連携や精度向上を実現する森林GISの機能を充実させるとともに、高度化した森林GISの利活用を継続して推進し、市町村における円滑な森林環境譲与税事業の実施を支援する。 （1）森林GIS機能の充実 ①予算額 19,228千円 ②実施主体 県 ③事業内容 森林GISに森林経営管理権集積計画作成支援機能等のシステム機能を搭載 （2）高度化した森林GIS利活用の推進 ①予算額 2,349千円 ②実施主体 県 ③事業内容 ・市町村等がノウハウを取得するためのシステム利活用研修 ・ヘルプデスク設置等の運用管理				

事業名	治山事業（公共事業）／（補助金）			担当	治山・林道班	
事業年度	昭和35～	事業主体	県	当初予算額	2,248,780 千円	
事業目的	山地に起因する災害を防止するため、荒廃山地の復旧、地すべり防止対策、防災林の造成、水源地地域等の整備を実施する。			財源内訳	国庫	1,057,000 千円
					県債	1,072,400 千円
					一般	119,380 千円
実施内容	1 復旧治山事業 799,975 千円 通常（国1／2、県1／2）、火山地域（国5.5/10、県4.5/10）					
	（1）採択基準 山地において天然現象等によって発生した崩壊地、荒廃溪流、はげ山及び地隙（地表が割れてできたすきま）で、荒廃の拡大又は土砂、流木等の流出により、現に下流に被害を与え、又は被害を与えるおそれがある、流域保全上重要なもの、活断層周辺や沿岸部の山地における崩壊地で地震・津波により著しい被害を与えるおそれもの及び公共の利害に密接な関係を有し、地域住民の生活の安定を図っていく上で必要なもので、次の①から③のいずれかに該当するもの。 ① 1級河川上流 ② 2級河川上流 ③ その他の河川又は地区で、次の各号のいずれかに該当するもの。 ア 市街地又は集落（人家10戸以上）の保護 イ 主要公共施設の保護 ウ 農地、ため池、用排水施設、漁場等の保護 エ 津波等が発生した場合の避難経路等の保護 （※里山等保安林機能強化対策として行う場合の採択基準は次のとおり） ④ 崩壊地の整備等に必要な治山施設の効果区域内にある保安林で、過密化し、表土が流出する等水土保持機能が著しく低下し、表土の流出による崩壊若しくは、土砂、流木等の流出が発生させ若しくは発生させる恐れがある場合 ⑤ 市街地又は集落（人家等10戸以上）を保護するもの（人家が5戸以上10戸未満であって、当該地区における公共施設を含め考慮し、それが人家等10戸以上の集落に該当すると認められるものを含む。） （工事規模） 1 施行箇所の事業費：全体計画7,000万円以上（8,000万円以上） （2）事業内容 山腹崩壊地、はげ山、浸食地、不安定土砂が異常に堆積している溪流などの荒廃山地を復旧整備するため、治山施設（ダム工、土留工など）の新設と併せて実施する既存施設の嵩上げ・増厚・流木捕捉機能を付け加える工事等を行う。 （3）事業箇所 鹿角市八幡平宇谷内地区ほか20箇所					
実施内容	2 緊急予防治山事業 290,680 千円 通常（国1/2、県1/2）、火山地域（国5.5/10、県4.5/10）					
	（1）採択基準 地域における減災に関する取組と併せて行う水源の涵養及び山地災害の防止のために緊急的に行う荒廃危険山地の崩壊等の予防を行うもので、次の①に該当するものとする。 ① 山地災害危険地区に指定されており（ただし、山地災害危険地区の危険度判定において、山腹崩壊危険度等が「a1」評価であって、かつ、保全対象の被災危険度が「a2」評価であるものに限る。）、かつ、山地災害危険地区に関する情報が地域住民に周知されているもの （工事規模） 1 施工箇所の事業費 年度計画 山腹 800万円以上 溪流 1,500万円以上 （2）事業内容 復旧治山事業に同じ。 （3）事業箇所 山本郡八峰町八森字岩館塚の台ほか8箇所					

3 山地災害重点地域総合対策事業 44,900千円 通常（国1/2、県1/2）、火山地域（国5.5/10、県4.5/10）

（1）採択基準

山地災害危険地区に指定されており（崩壊等の予防のみを実施する場合は、山地災害危険地区の危険度判定で「A」と判定されたものに限る）、かつ、山地災害危険地区に関する情報が地域住民に周知されているものであって、次の①から③までのいずれかに該当するもの。

① 1級河川上流

② 2級河川上流

③ その他の河川又は地区で、次の各号のいずれかに該当するもの

ア 市街地又は集落（人家10戸以上）の保護

イ 主要公共施設の保護

ウ 農地、ため池、用排水施設、漁場等の保護

エ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の一連の避難経路等の保護

（2）事業費要件等

① 全体計画 2億円以上

② 山地災害重点地域調査は、流域等を単位として原則おおむね100km²程度で実施。

③ 「山地災害危険地区の密集地」とは、森林面積が100km²当たりの山地災害危険地区数（地すべり危険地区を除く）が70地区以上の地域（山地災害危険地区の危険度判定A～C全ての地区が対象）。

（3）事業箇所 横手市大森町八沢木地区

4 緊急総合治山事業 39,025千円 通常（国1/2、県1/2）、火山地域（国5.5/10、県4.5/10）

（1）採択基準

① 災害関連緊急治山等事業の実施に引続き、災害関連緊急治山等事業と一体の計画を策定して実施するもの。

② 公共の利害に密接な関係を有し民生安定上放置しがたいもので、次のいずれかに該当するもの。

ア 鉄道、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道のうち指定市道及び迂回路のないもの、利用区域面積500ha以上の林道及びその他公共施設のうち重要なものに被害を与えると認められるもの。

イ 官公署、学校、病院等の公共建物又は鉱工業施設のうち重要なものに被害を与えると認められるもの

ウ 農地、農道、ため池又は用排水施設のいずれかに直接被害を与えると認められるもの。

エ 人家10戸以上に被害を与えると認められるもの。

（2）事業費要件

年度計画（災害関連緊急事業をのぞく） 1500万円以上 山腹のみ800万円以上

（3）事業箇所：秋田市雄和相川字後野

5 地すべり防止事業 449,400千円（国1/2、県1/2）

（1）採択基準

地すべり防止区域内の地すべりで、現に下流に被害を与え又は与えるおそれがあり、流域保全上重要なもの及び公共の利害に密接な関係を有し、民生安定上放置し難いもので、次の各号のいずれかに該当するもの。

① 1級河川上流

② 2級河川上流

③ その他の河川又は地区で、次の各号のいずれかに該当するもの。

ア 市街地又は集落（人家10戸以上）の保護

イ 主要公共施設の保護

ウ 農地、ため池、用排水施設等の保護

エ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の避難経路等の保護

（工事規模） 1 施行地の箇所の事業費 全体計画 1億円以上

（2）事業内容

地すべり斜面の荷重を減じ滑動力を減殺するための排水工、地すべりを誘発する地下水を排除するための地下水排除工、杭の抵抗力によって地すべりを防止するための杭打工、堆砂により地すべり先端部の崩壊を抑制し地すべりを防止するための治山ダム工等を実施する。

（3）事業箇所：由利本荘市鳥海町上笹子字砥沢地区ほか5箇所

6 防災林造成事業 568,250 千円（国 1／2、県 1／2）

（1）採択基準

風倒木、山火事、強風、高潮・津波、風浪、なだれ等により機能が失われた森林泥流等の発生時に緩衝帯としての機能の発揮が期待される森林で、土砂の流出等により下流や背後地に被害を与えるおそれがあり、公共の利害に密接な関係があり、地域住民の生活の安定を図っていく上で必要な雪崩防止林、土砂流出防止林、海岸防災、防風林であって、次のいずれかに該当する場合

①市街地又は集落（人家10戸以上）の保護

②主要公共施設の保護

③農地（海岸防災林の造成にあつては、林帯延長100mにつき後方2ha以上、防風林の造成にあつては造成面積の10倍以上）、ため池、用排水路等の保護

④災害が発生し、又は発生するおそれがある場所の避難経路等の保護

（工事規模）次のいずれかに該当する場合

i 1 施工箇所の事業費

年度計画 500万円以上（単独で海岸防災林の機能強化をする場合にあっては、1,000万円以上）

ii 海岸防災林の整備が当該都道府県又は市町村における津波対策に係る整備計画等を踏まえ、概ね5年程度の施設整備計画に基づき造成・整備を一体的に実施する場合は、全体計画3,000万円以上

（2）事業内容

海岸からの飛砂を止め、堆積させて砂丘を造成するための堆砂工、植生を保護するための防風工、波浪・潮流等の海岸浸食から森林を保護するための防潮護岸工、森林造成のための植栽工を実施するほか、なだれを阻止するための階段工・柵工、雪を分散させるための土塁工、森林によりなだれを防止するための植栽工等を実施する。

（3）事業箇所 能代市浅内字上西山地区ほか5箇所

7 保安林緊急改良事業 21,400 千円（国 1／2、県 1／2）

（1）採択基準

対象箇所は、次のいずれかに該当するもの。

①市街地又は集落（人家10戸以上）の保護

②主要公共施設の保護

③農地、ため池、用排水施設の保護

（工事規模） 1 施行箇所の事業費：年度計画 400万円以上

（2）事業内容

既往の治山工事施工地であって、森林所有者等の責に帰しえない原因のために現況が著しく悪化し、施設の目的が果たしえない箇所や工事施工地以外の保安林で、マツクイムシ被害などで現況が著しく悪化するおそれのある森林など、森林所有者等の責に帰しえない原因により破壊された箇所において、編柵工、排水工など簡易施設を組み合わせて植栽を行い、林況を復旧する。

（3）事業箇所

山本郡八峰町峰浜目名潟字大沼地区ほか1箇所

8 奥地保安林保全緊急対策事業 15,425 千円

通常（国 1／2、県 1／2）、火山地域（国5.5/10、県4.5/10）

（1）採択基準

次の全ての要件を満たすもの。

①1級河川又は2級河川上流に位置し、かつ事業対象地域の保安林面積がおおむね50ha以上の地域で実施するもの。

②年度計画の工事規模が800万円以上のもの。

（2）事業内容

奥地水源地域等の荒廃地や荒廃森林において、針広混交林等への再生のための森林整備と簡易かつ効果的な治山施設の整備を一体的に実施する。

（3）事業箇所 雄勝郡東成瀬村椿川字天江

9 保安林改良事業 — 千円（国 1／2、県 1／2） H31実施予定箇所無し

（1）採択基準

①林床植生が消滅し、水源かん養機能の低下した保安林であって、表土の流出により濁水を発生させ又は濁水を発生させるおそれがあり、複層林に造成する必要がある箇所。

②過密化し、表土が流出する等水土保持機能が著しく低下した保安林であって、表土の流出による崩壊若しくは土砂、流木等の流出を発生させ又は発生させるおそれがあり、次の各号のいずれかに該当するもの。

- ア 市街地又は集落（人家10戸以上）の保護
- イ 主要公共施設の保護
- ウ 農地、ため池、用排水施設の保護
- エ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の避難経路等の保護
（工事規模） 1 施工箇所の事業費 年度計画200万円以上

（2）事業内容

森林法第25条第1項第1号から第7号の目的のいずれかを達成するため、保安林の改良・整備、又は複層林への誘導・造成を行う。

複層林への誘導・造成、簡易な治山施設の整備、作業道の作設。

（3）事業箇所

H31実施予定箇所無し

10 保育事業 19,725 千円 （国 1 / 3、県 2 / 3）

（1）採択基準

対象箇所は、次のいずれかに該当するもの。

- ① 既往の治山施工地であって、保育を必要とする箇所。
- ② 水源地域整備事業の対象地域に存する機能が低位な保安林であって、水源地域整備事業の実施と関連して一体的な保育を必要とする箇所。
- ③ 治山施設の効果区域内に存する機能が低位な保安林であって、既存の治山施設と一体的な保育を必要とする箇所。
- ④ 水源かん養機能や土砂流出防止機能が低下した特定保安林であって、表土の流出による濁水・崩壊を発生させるおそれがあり、次の全ての条件を満たすもの。
 - i 特定保安林の対象面積がおおむね50ha以上のもの。
 - ii 治山事業による保育を必要とする面積がおおむね5ha以上のもの。

（工事規模） 1 施行箇所の事業費：年度計画50万円以上

（2）事業内容（事業対象年齢級）

- ① Ⅷ年齢級（防災林造成事業施行地にあつてはⅨ年齢級）の林分
- ② ただし、気象、標高、傾斜、土壌等の自然条件等から機能が低い保安林であつて、保安林の機能維持に対する要請が高く継続して保育を実施する必要がある場合はⅩ ii 年齢級（防災造成施行地はⅩ iii 年齢級）の林分

（3）事業箇所

八峰町峰浜目名淵字蝦夷倉ほか4箇所

[上記ほか、H30年度2月補正（追加提案）で措置]

- 1 復旧治山事業 431,000 千円 通常（国 1 / 2、県 1 / 2）、火山地域（国5.5/10、県4.5/10）
 - （1）採択基準 上記のとおり
 - （2）事業内容 上記のとおり
 - （3）事業箇所 鹿角市八幡平字小枝指ほか9箇所
 - 2 緊急予防治山事業 68,800 千円 通常（国 1 / 2、県 1 / 2）、火山地域（国5.5/10、県4.5/10）
 - （1）採択基準 上記のとおり
 - （2）事業内容 上記のとおり
 - （3）事業箇所 湯沢市三梨町字大沢ほか1箇所
 - 3 奥地保安林保全緊急対策事業 42,000 千円
 - 通常（国 1 / 2、県 1 / 2）、火山地域（国5.5/10、県4.5/10）
 - （1）採択基準 上記のとおり
 - （2）事業内容 上記のとおり
 - （3）事業箇所 鹿角市八幡平字小割沢、鹿角市八幡平字小枝指ほか12箇所
- 合計 541,800千円

事業名	治山事業（公共事業）／（交付金）			担当	治山・林道班
事業年度	昭和46～	事業主体	県	当初予算額	1,334,109 千円
事業目的	山地に起因する災害を防止するため、荒廃山地の崩壊等を予防並びに漁場環境の保全に資する治山施設の整備等を実施する。			財源	国庫
					639,000 千円
				内	県債
				訳	625,500 千円
実施内容	1 予防治山事業 936,634 千円 通常（国1/2、県1/2）、火山地域（国5.5/10、県4.5/10） （1）採択基準 次のいずれかに該当するもの。 ① 1級河川上流 ② 2級河川上流 ③ その他河川又は地区で次のいずれかに該当するもの（集落等の保護に関するものについては、山地災害危険地区に関する情報が地域住民に周知されている場合に限る。） ア 市街地又は集落（人家10戸以上）の保護 イ 主要公共施設の保護 ウ 農地、ため池、用排水施設、漁場等の保護 （工事規模） 1 施行箇所の事業費：年度計画 ・山腹800万円以上（1,000万円以上） ・溪流1,500万円以上（1,700万円以上） ・のり枠工等の既存施設がある区域において、津波避難施設の整備に限って実施する場合は200万円以上 ・既存施設の老朽化対策200万円以上 ※（）は里山等保安林機能強化対策として行う場合の事業費 （2）事業内容 復旧治山事業に同じ。 （3）事業箇所 大館市雪沢字大滝地区ほか 31箇所			内	一般
					69,609 千円
実施内容	2 山地災害総合減災対策治山事業 62,525 千円 通常（国1/2、県1/2）、火山地域（国5.5/10、県4.5/10） （1）採択基準 各事業タイプにおいて、次の①から③のいずれかと④から⑥のすべての条件を満たすもの 【復旧治山タイプ】 ① 市街地又は集落（人家10戸以上）の保護 ② 主要公共施設の保護 ③ 市町村地域防災計画等で指定されてる避難場所、避難経路の保護 ④ 3地区以上の山地災害危険地地区が存在する一定地域で実施するもの。 ⑤ 都道府県が市町村や地域住民等と協働で策定する「山地災害減災計画」に基づき、住民参加型の総合的な防災・減災対策の実施が可能なもの。 ⑥ ④で定める地域における全体計画の事業規模が、70,000万円以上のもの 【予防治山タイプ】 ①～⑤は復旧治山タイプと同じ ⑥ ④で定める地域における年度計画の事業規模が、山腹工事については800万円以上、溪流工事については1,500万円以上のもの （2）事業内容 治山施設の設置等によるハード対策の実施とともに、地域住民の山地災害に対する意識を高め、有事における確な避難行動を助長するためのソフト対策を実施する。 （3）事業箇所 鹿角郡小坂町小坂字中小坂地区ほか 1 箇所				

- 3 治山施設機能強化事業 334,950 千円 通常（国1/2、県1/2）、火山地域（国5.5/10、県4.5/10）
- （1）採択基準
- ① 山地災害危険地区が存在地域において、既存の治山施設が存する地区で人家10戸以上の集落等（5戸以上10戸未満であって、当該地域に存する公共施設を含め考慮し、それが人家10戸以上に相当するものと認められるものを含む）に直接被害を与えるおそれがある箇所。（各号は復旧治山事業に同じ。）
- ② 全体計画が3千万円以上のもの（山地災害危険地区に関する情報が地域住民に周知されており、同等の機能を有する治山施設の新設に係るコスト比較を行うものに限る）
- （2）事業内容
- 荒廃山地、荒廃危険山地等において、災害が未然に防止し、生活環境基盤の整備に資するため、既存の治山施設を有効活用して、その機能強化を図ることにより緊急に行う山地災害危険地対策に係る事業（治山ダムの嵩上げ等）
- （3）事業箇所
- 仙北市田沢湖生保内字岩井沢地区ほか9箇所火山地域（国5.5/10、県4.5/10）

[上記ほか、H30年度2月補正（追加提案）で措置]

- 1 予防治山事業 20,000 千円 通常（国1/2、県1/2）、火山地域（国5.5/10、県4.5/10）
- （1）採択基準：上記のとおり
- （2）事業内容：上記のとおり
- （3）事業箇所：秋田市上北手猿田字二ツ寺

事業名	災害関連緊急治山事業			担当	治山・林道班	
事業年度	昭和58～	事業主体	県	当初予算額	144,000 千円	
事業目的	災害により新たに発生し、又は拡大した荒廃山地、なだれ発生地、地すべり地について、当該発生年に緊急に復旧整備を行い、災害の拡大や再発生の防止を図る。			財源内訳	国庫	88,000 千円
					県債	50,400 千円
					一般	5,600 千円
実施内容	1 採択基準					
	(1) 災害関連緊急治山事業					
	次の各号の一に該当するもの。					
	①重要な災害復旧工事の遂行に特に先行して施工する必要のあるもの。					
	②公共の利害に密接な関係を有し、民生安定上放置し難いもので、次のいずれかに該当するもの。					
	・鉄道、高速自動車道国道、一般国道、都道府県道、市町村道のうち、指定市道及び迂回路のないもの、利用区域面積500ha以上の林道及びその他公共施設のうち重要なものに被害を与えると認められるもの。					
	・官公署、学校、病院等の公共建物又は鉱工業施設のうち重要なものに被害を与えると認められるもの。					
	・農地、農道、ため池又は用排水施設のいずれかに直接被害を与えると認められるもの。					
	・人家10戸以上に被害を与えると認められるもの。					
	(2) 災害関連緊急地すべり防止事業					
次の各号の一に該当するもの。						
①(1)の①に同じ。						
②公共の利害に密接な関係を有し、民生安定上放置し難いもので、次のいずれかに該当するもの。						
・多量の崩土が溪流又は河川に流入し、下流の1級河川又は2級河川に被害を与えると認められるもの。						
・以下、(1)の②に同じ。						
(3) 事業規模						
1箇所 復旧事業費が600万円以上のもの。						
2 負担区分						
国2／3、県1／3						
3 事業箇所 未定						

事業名	林地荒廃防止施設災害関連事業			担 当	治山・林道班
事業年度	昭和58～	事業主体	県	当初予算額	40,000 千円
事業目的	林地荒廃防止施設災害復旧事業と併合実施し、災害防止を図る。			財 源	国 庫 19,038 千円
				内 訳	県 債 18,800 千円
					一 般 2,162 千円
実施内容	1 採択基準 (1) 林地荒廃防止施設災害復旧事業の施行のみでは、再度災害防止に十分な効果が期待できないと認められる場合。 (2) 1箇所の実業費が800万円以上のもの。 2 事業内容 災害復旧事業と併せて、当該被災施設及びこれに接続する部分の嵩上げ、又は拡大、施設の新設、残存施設の改築又は補強、一定の計画により施設を改良して施行する。 3 負担区分 国1／2、県1／2 4 事業箇所 未定				

事業名	林地荒廃防止施設災害復旧事業			担 当	治山・林道班
事業年度	昭和35～	事業主体	県	当初予算額	80,000 千円
事業目的	降雨、洪水、暴風、高潮、地震、地すべり、その他異常な天然現象により被災した治山施設を復旧し、同施設の機能回復を図る。			財 源	国 庫 51,288 千円
				内 訳	県 債 28,700 千円
					一 般 12 千円
実施内容	1 採択基準 次の各号の全てを満たすもの。 (1) 林地荒廃防止施設については保安林又は保安林施設地区として、地すべり防止施設については地すべり防止区域として都道府県知事が維持管理している施設。 (2) 次のいずれかの異常な天然現象により被災したもの。 ①河川の出水による災害は、被災施設の所在箇所の水位が警戒水位以上の出水により生じた災害 ②最大24時間雨量が80mm以上の降雨により生じた災害 ③最大風速15m以上の風により生じた災害 ④暴風若しくはその余波による異常な高潮若しくは波浪又は津波による災害にあっては、被災の程度が大きいもの。 ⑤地すべりにより発生した地すべり防止施設の災害にあっては、地すべりが発生した区域のうち、被災前の地すべり防止施設により一定のブロックが概成しているもの。 (3) 1箇所の災害復旧工事費が120万円以上のもの。 2 事業内容 異常な天然現象により被災した既存治山施設について補強や根固め等により従前の機能に復旧する。 3 負担区分 国2／3、県1／3 (起債充当率：現年災100%、過年災90%) 4 事業箇所 未定				

事業名	県単治山施設災害復旧事業			担 当	治山・林道班
事業年度	昭和35～	事業主体	県	当初予算額	7,000 千円
事業目的	異常な天然現象により被災した治山施設のうち、国庫補助の対象とならないものを復旧する。			財 源	県 債 4,500 千円
				内 訳	一 般 2,500 千円
実施内容	1 県単治山施設災害復旧事業 4,500 千円 (1) 採択基準 ①国庫補助事業の「林地荒廃防止施設災害復旧事業」の採択基準(1)及び(2)に同じ。 ②1箇所の災害復旧事業費が120万円未満のもの。 (2) 事業内容 (林地荒廃防止施設災害復旧事業に同じ。) (3) 負担区分 県10/10 (4) 事業箇所 未定 2 治山施設災害復旧調査 2,500 千円 (1) 採択基準 治山施設の災害査定設計のための調査に要する経費 (2) 事業箇所 未定				

事業名	県単治山事業			担当	治山・林道班	
事業年度	昭和35～	事業主体	県・市町村		当初予算額	133,695 千円
事業目的	国庫補助の対象とならない小規模崩壊地の復旧、予防及び治山施設の維持管理を行うとともに、治山事業の前提となる地すべり防止区域を指定し、山地災害への適正な対処により、県民が安心して暮らせる環境を守る。			財源	県債	124,300 千円
					一般	9,395 千円
実施内容	1 県単一般治山 82,100 千円（県10/10）					
	（1）採択基準					
	①天然現象に起因する災害によって、山地の崩壊等が発生している箇所及び崩壊等が発生するおそれのある箇所 所で復旧整備が必要なもの。					
	②県の施設を保全するもの。					
実施内容	（2）事業内容					
	（国庫補助事業の「復旧治山事業」に同じ。）					
	（3）事業主体 県					
	（4）事業箇所 未定					
実施内容	2 県単局所防災 50,525 千円（県8／10、市町村2／10）					
	（1）採択基準					
	①人家を保全するもの。					
	②市町村の公共施設等を保全するもの。					
実施内容	（2）事業内容					
	天然現象による林地の崩壊により、現に人家に被害を与えている場合及び崩壊を放置すると人家等に直接被 害を与えることが確実と認められた場合に、林地の保全上必要な施設の設置に要する経費の一部を補助する。					
	（3）事業主体 市町村					
	（4）事業箇所 未定					
実施内容	3 県単治山施設維持管理事業 1,070 千円（県10／10）					
	（1）採択基準					
	国庫補助対象にならないもの。					
	（2）事業内容					
実施内容	経年変化により機能低下した治山施設の維持管理					
	（3）事業箇所 未定					

事業名	林道事業（公共事業）／流域育成林整備事業			担当	治山・林道班	
事業年度	昭和21～（新設・改良）	事業主体	県、市町村	当初予算額	88,390 千円	
事業目的	育成林資源の一体的かつ効率的な整備を促進するために必要な林道の新設及び改築を実施するほか、車両の大型化、重量化に伴い、開設当時の構造、規格では対応できなくなった既設林道について、構造の一部を改良する。			財源内訳	国庫	79,497 千円
					一般	8,893 千円
事業内容	[林道事業当初予算額（全体） 719,765千円]					
	1 流域育成林整備事業、林道改良性業、林道舗装事業			88,390千円		
	(1) 事業内容					
	森林整備に直結する林内路網を形成する上で、恒久的施設として整備すべき林道の新設・改築する。					
	(2) 採択基準					
	①新設					
	・利用区域の森林面積が50ha以上（過疎、特定市町村、準特定市町村、水土保持は30ha以上）					
	・林業効果指数0.9以上					
	・全体計画延長0.8km以上（利用区域面積が50ha以上の場合は1 km以上）					
	・着工後10年以内に、利用区域内森林面積に対し、延べ面積で10％以上に相当する森林において、森林整備が実施されることが確実であると見込まれること。					
	②改築					
	開設後5年以上経過					
	③林道改良、林道舗装					
	ア 幹線	・利用区域の森林面積が500ha以上（過疎、振山200ha以上）				
		・林業効果指数1.2以上				
	イ その他	・利用区域の森林面積が50ha以上（過疎及び旧過疎30ha以上）				
		・林業効果指数0.9以上				
	ウ 工事規模 改	良：1箇所の事業費900万円以上				
		改良(点検診断)：1箇所の事業費40万円以上900万円未満				
	舗	装：総事業費2,400万円以上				
	(3) 負担区分					
	事業名	実施主体	実施区分	国	県	地元
	流域育成林整備 (新設、改築)	県	過疎・振山	5.0/10	2.5/10	2.5/10
その他			4.5/10	3.0/10	2.5/10	
市町村		過疎・振山	5.0/10	0.5/10	4.5/10	
		その他	4.5/10	0.5/10	5.0/10	
	林道改良	市町村	幹線	5.0/10	0.5/10	4.5/10
その他			3.0/10	0.5/10	6.5/10	
	林道改良(点検診断)	市町村	－	5.0/10	0.5/10	4.5/10
	林道舗装	市町村	幹線	5.0/10	0.5/10	4.5/10
			その他	10/30	1.5/30	18.5/30
	(4) 実施状況					
	県営・補助営別		(単位：事業費 千円)			
	実施主体	H30年度実績		H31年度計画		
		路線数	決算額	路線数	予算額	
	県	－	－	－	－	
	市町村	19	116,103	11	88,390	
	計	19	116,103	11	88,390	
						(7,845千円特殊経費)

事業名	林道事業（公共事業）／フォレスト・コミュニティ総合整備事業			担当	治山・林道班																																	
事業年度	昭和55～	事業主体	県、市町村		当初予算額	77,329 千円																																
事業目的	森林活用基盤整備、居住環境基盤整備及び居住地森林環境整備を単独又は組み合わせにより行う事業であり、林業生産の向上と林業従事者の定住条件の環境整備、都市との交流促進等に必要な基盤や居住地から森林への通勤等のための骨格となる林道の総合的な整備を実施する。			財源内訳	分担金	7,240 千円																																
				国庫	36,200 千円																																	
				県債	30,500 千円																																	
				一般	3,389 千円																																	
事業内容	[林道事業当初予算額（全体） 719,765千円]																																					
1 フォレスト・コミュニティ総合整備事業 77,329千円																																						
(1) 採択基準																																						
①地区指定の要件																																						
・ 特定市町村又は準特定市町村の区域内																																						
・ 森林資源の状況、森林施業の動向、林業生産の動向、林道の整備状況、森林空間の総合利用の動向及び生活環境施設の整備状況等からみて、本事業を実施することが適当と認められる地区																																						
・ 市町村、林業者、森林組合その他関係団体の意欲が高い地区																																						
②森林活用基盤整備（森林基幹道整備）																																						
・ 開設効果指数が1.2以上（防火、ネットワークを除く）																																						
・ 利用区域内森林面積が1,000ha以上（奥地、防火、ネットワークは500ha以上）																																						
③居住環境基盤整備																																						
・ 単独実施の場合は中山間地域山村総合整備総合対策に位置づけられていること																																						
④森林活用基盤整備又は居住地森林環境整備と居住環境基盤整備との組合せ																																						
・ 林道の開設（集落林道、アクセス林道含む）、改良及び造林に係る事業費の総事業費に占める割合が、おおむね50%以上（林道密度が、県の林道密度の2倍以上の場合は、おおむね20%以上）																																						
・ 林内道路密度が、ほぼ全国目標（20m／ha）に達している地域（中山間地域山村総合整備対策に位置づけられていること）																																						
⑤居住地森林環境整備																																						
居住環境整備事業と組合せて行う場合を除き、次の要件にすべて該当するもの																																						
・ 人口集中地区を持つ人口おおむね3万人以上、かつ、人口1万人当たりの森林面積がおおむね500ha以上の市町村の区域内の森林																																						
・ 整備対象森林の面積がおおむね300ha以上あり、その大半が森林法第5条第2項第4号の3に定める公益的機能別森林区域																																						
・ 整備面積の合計が20ha以上																																						
(2) 負担区分																																						
<table><tr><td>実施主体</td><td>メニュー</td><td>実施区分</td><td>国</td><td>県</td><td>地元</td></tr><tr><td>県</td><td>森林基幹道</td><td>－</td><td>5.0/10</td><td>4.0/10</td><td>1.0/10</td></tr><tr><td rowspan="4">市町村</td><td>森林利用施設整備</td><td>－</td><td>5.0/10</td><td>－</td><td>5.0/10</td></tr><tr><td>〃（アクセス林道）</td><td>－</td><td>5.0/10</td><td>0.5/10</td><td>4.5/10</td></tr><tr><td rowspan="2">上記以外</td><td>過疎・山振</td><td>5.5/10</td><td>0.5/10</td><td>4.0/10</td></tr><tr><td>その他</td><td>5.0/10</td><td>0.5/10</td><td>4.5/10</td></tr></table>							実施主体	メニュー	実施区分	国	県	地元	県	森林基幹道	－	5.0/10	4.0/10	1.0/10	市町村	森林利用施設整備	－	5.0/10	－	5.0/10	〃（アクセス林道）	－	5.0/10	0.5/10	4.5/10	上記以外	過疎・山振	5.5/10	0.5/10	4.0/10	その他	5.0/10	0.5/10	4.5/10
実施主体	メニュー	実施区分	国	県	地元																																	
県	森林基幹道	－	5.0/10	4.0/10	1.0/10																																	
市町村	森林利用施設整備	－	5.0/10	－	5.0/10																																	
	〃（アクセス林道）	－	5.0/10	0.5/10	4.5/10																																	
	上記以外	過疎・山振	5.5/10	0.5/10	4.0/10																																	
		その他	5.0/10	0.5/10	4.5/10																																	
※1 森林基幹道において県代行の場合、県負担は5.0/10																																						
※2 市町村が実施主体で中山間地域山村総合整備対策に位置づけられた場合は国5.5/10																																						
※3 補助率は、平成18年度以降の新規採択路線にかかる率である。																																						
(3) 実施状況																																						
県営・補助率別 (単位：路線 千円)																																						
<table><tr><td rowspan="2">実施主体</td><td colspan="2">H30年度実績</td><td colspan="2">H31年度計画</td></tr><tr><td>路線数</td><td>決算額</td><td>路線数</td><td>予算額</td></tr><tr><td>県</td><td>1</td><td>21,688</td><td>1</td><td>77,329</td></tr></table>							実施主体	H30年度実績		H31年度計画		路線数	決算額	路線数	予算額	県	1	21,688	1	77,329																		
実施主体	H30年度実績		H31年度計画																																			
	路線数	決算額	路線数	予算額																																		
県	1	21,688	1	77,329																																		

事業名	林道事業（公共事業）／高能率生産団地路網整備事業（林業専用道）			担当	治山・林道班
事業年度	平成6～	事業主体	県	当初予算額	554,046 千円
事業目的	本県が目指す「木材供給基地づくり」を実現するため、高能率生産団地を設置し、路網の整備、林業生産の機械化、施業の集団化など新たな効率的林業生産システムを確立することにより、労働生産性の向上と原木の安定供給を促進し、山村・林業の活性化と木材産業の振興を図る。			財源内訳	
				分担金	85,220 千円
				国庫	251,310 千円
				県債	195,700 千円
				一般	21,816 千円
事業内容	〔林道事業当初予算額（全体） 719,765千円〕				
	1 高能率生産団地路網整備事業（林業専用道）		554,046千円		
	（1）事業内容				
	スギ人工林資源が成熟した団地を設定し、生産ロットの拡大、機械化により林業生産コストの低減と原木の安定供給を図るために高性能林業機械が稼働できる基盤施設として、林業専用道（W＝3.5m）を開設する。				
	（2）採択基準				
	①団地要件				
	・森林面積が概ね100ha以上、団地内スギ人工林が概ね70%以上で、うち31年生以上のスギ人工林が概ね70%以上、かつ41年生以上のスギ人工林が概ね30%以上が存在する区域。				
	・市町村森林整備計画の施業の重点実施地区、または将来重点的实施地区になり得る地区。				
	・団地内に占める一森林所有者の森林面積の割合は概ね5割未満であること。				
	（県有林・県行造林では概ね50未満であること）				
（市長村有林・財産区有林・部分林、林業公社等については、100%未満とすること）					
②林業専用道の要件					
・利用区域面積：10ha以上、路線延長：200m以上、林業効果指数：0.9以上					
・接続道路は、林業専用道と同等以上の規格構造を有するものであること。					
（3）事業主体 県					
（4）負担区分 過疎・振山 国（3/6）県(2/6) 市町村(1/6)、その他 国（27/60）県(23/60) 市町村(10/60)					
（5）実施状況					
県営・補助営別 (単位：路線、千円)					
実施主体	H30年度実績見込み		H31年度計画		
	路線数	事業費	路線数	事業費	
県	16	508,586	17	554,046	

事業名		林道施設災害復旧事業			担当	治山・林道班																				
事業年度		昭和25～	事業主体	市町村	当初予算額	205,000 千円																				
事業目的	暴風、洪水、高潮、地震その他異常な天然現象により、林道が被災したものに対する復旧工事を行う。				財国庫	201,000 千円																				
					一 般	4,000 千円																				
事業内容	1 採択基準																									
	暴風雨など異常な天然現象により生じた災害																									
	①最大日雨量 80mm/日以上																									
	②最大風速 15m/秒以上																									
	③利用区域面積 30ha以上 蓄積 1,390㎡以上																									
	④既設延長 500m以上 幅員 1.8m以上																									
	2 負担区分																									
	<table><tr><td>実施主体</td><td>区 分</td><td>国</td><td>県</td><td>地元</td></tr><tr><td rowspan="2">県</td><td>奥 地</td><td>6.5/10以上</td><td>－</td><td>3.5/10</td></tr><tr><td>その他</td><td>5.0/10以上</td><td>－</td><td>5.0/10</td></tr></table>							実施主体	区 分	国	県	地元	県	奥 地	6.5/10以上	－	3.5/10	その他	5.0/10以上	－	5.0/10					
	実施主体	区 分	国	県	地元																					
	県	奥 地	6.5/10以上	－	3.5/10																					
その他		5.0/10以上	－	5.0/10																						
3 30年査定額（平成30年災）（単位：千円）																										
<table><tr><td>区 分</td><td>路線数</td><td>箇所数</td><td>事業費</td><td>補助対象額</td></tr><tr><td>奥 地</td><td>7</td><td>7</td><td>66,285</td><td>64,343</td></tr><tr><td>その他</td><td>12</td><td>12</td><td>86,932</td><td>84,386</td></tr><tr><td>計</td><td>19</td><td>19</td><td>153,217</td><td>148,729</td></tr></table>							区 分	路線数	箇所数	事業費	補助対象額	奥 地	7	7	66,285	64,343	その他	12	12	86,932	84,386	計	19	19	153,217	148,729
区 分	路線数	箇所数	事業費	補助対象額																						
奥 地	7	7	66,285	64,343																						
その他	12	12	86,932	84,386																						
計	19	19	153,217	148,729																						

事業名	森林病虫害等防除対策事業			担当	森林管理班
事業年度	昭和57～	事業主体	県、市町村	当初予算額	258,982 千円
事業目的	森林資源として松、ナラ林等を保護し、その有する機能を確保するため、森林病虫害等の防除を行う。			財源	国庫
				一般	193,850 千円
					65,132 千円
実施内容	1 松くい虫防除対策事業（国庫補助） 120,339千円（◎69,321千円、○51,018千円） 松くい虫被害のまん延区域の拡大を防止するため、予防措置と駆除を併用した防除を行う。				
	（1）県直営事業 65,431千円（国1／2、県1／2）				
	①防除事業				
	・伐倒駆除（被害木を伐倒・破砕：特別伐倒駆除）・・・秋田市など3市				
	・薬剤散布（殺虫剤による予防：地上散布、無人ヘリ散布）・・・秋田市など4市				
	・防除指導（防除の計画・技術指導等に係る会議開催、旅費、需用費等）				
	（2）補助事業 54,908千円（国1／2、県1／4）				
	①防除事業				
	・伐倒駆除（被害木を伐倒・破砕又はくん蒸：特別伐倒駆除、伐倒駆除）・・・秋田市など13市町村				
	・薬剤散布（地上散布、無人ヘリ散布及び有人ヘリ散布）・・・秋田市など12市町				
	・樹幹注入（殺線虫剤による予防）・・・秋田市など10市町				
	②事業主体 市町村				
	③補助率 3／4以内				
	2 松くい虫防除対策事業（県単） 9,362千円（○9,362千円） 松くい虫被害のまん延区域の拡大を防止するため、被害木調査等を行う。				
	（1）県直営事業 9,362千円（県10／10）				
	①調査事業				
	・県営林における被害木毎木調査				
	②防除啓発等				
	・松くい虫専門調査員研修及び防除技術研修会				
	・抵抗性マツの品種開発（林業研究研修センター）				
	3 松くい虫被害先端地域特別対策事業 115,100千円（◎115,100千円） 未被害地への侵入及びまん延区域の拡大を防ぐため、国の委託を受けて重点防除を実施する。				
	（1）県直営事業 115,100千円（国10／10）				
	①防除事業				
	・伐倒駆除（被害木を伐倒・破砕：特別伐倒駆除）・・・能代市など3市町				
	・薬剤散布（殺虫剤による予防：地上散布、無人ヘリ散布）・・・能代市など5市町				
	・防除指導				
	4 ナラ枯れ予防対策事業 14,181千円（◎9,429千円、○4,752千円） ナラ枯れ被害の拡大を防止するため、守るべきナラ林において駆除及び予防措置を行う。				
	（1）県直営事業 136千円（国1／2、県1／2）				
	①防除指導				
	（2）補助事業 14,033千円（国1／2、県1／4）				
	①防除事業				
	・被害木駆除（くん蒸）・・・秋田市など3市町				
	・樹幹注入（殺菌剤による予防）・・・男鹿市など2市				
	②事業主体 市町村				
	③補助率 3／4以内				

事業名	ナラ枯れ被害拡大防止緊急対策事業			担 当	森林管理班
事業年度	平成29～31	事業主体	県、市町村、森林組合等	当初予算額	57,000 千円
事業目的	急速に拡大しているナラ枯れ被害を抑えるため、早期発見、早期防除に向けた駆除、調査等を実施するほか、被害にかかりにくいナラ林を育成し、被害の拡大防止を図る。			財 源	繰入金
				内 一 般	600 千円
				内 一 般	56,400 千円
				内 一 般	
実施内容	1 重点地域防除強化対策事業 15,000千円（○15,000千円） 守るべきナラ林等の重点地域において、調査、駆除等を実施する。 ・ドローン調査、伐倒駆除や樹幹注入に対する補助 2 広葉樹被害未然防止促進事業 41,400千円（○41,400千円） 伐採等経費に対し助成し、ナラ林の若返りを図り、ナラ枯れに強い森林を育成する。 3 県民協働普及啓発事業 600千円（○600千円） ナラ枯れ被害対策について県民の理解を深めるため、モデル事業や講習会を実施する。 ・モデル事業にかかる資材購入、ボランティア保険				

事業名	林地開発許可制度実施事業（経常経費）			担 当	森林管理班
事業年度	昭和49～	事業主体	県	当初予算額	475 千円
事業目的	林地の開発行為に際して、森林の土地の適正な利用を図りつつ、森林の有する公益的機能の確保を図る。			財 源	一 般
				内 一 般	475 千円
				内 一 般	
				内 一 般	
実施内容	地域森林計画の対象となる民有林において、1haを超えて開発行為を行う際の林地開発許可申請の審査を行う。 なお、国又は地方公共団体が行う場合及び省令で定める事業を実施する場合は、その事業者は知事と連絡調整（協議）を行う。 ・林地開発許可申請の審査、林地開発許可対象地の指導 ・林地開発行為の連絡調整（協議）				

事業名	保安林管理事業（経常経費）			担 当	森林管理班
事業年度	昭和42～	事業主体	県	当初予算額	12,927 千円
事業目的	森林法に基づき知事が権限を有する重要流域以外の1～3号並びに全流域の4号以下民有保安林の適正かつ円滑な整備を図る。			財 源	国 庫
				内 財 産	2,303 千円
				内 一 般	2,263 千円
				内 一 般	8,361 千円
実施内容	1 保安林整備管理 929千円 民有保安林の指定・解除事務（国1／2、県1／2、10／10） 2 保安林保全管理 2,501千円 保安林等の巡視（国1／2、県1／2） 3 損失補償 4,560千円 損失補償費の支払い 1～3号保安林（国10／10） 4～7号保安林（国1／2、県1／2） 8～11号保安林（県10／10） 4 財産管理 4,937千円 ・水源かん養林造成契約地及び海岸砂地造林契約地の支障木売買等による収入 ・契約分収割合による分収金の交付				

事業名	保安林管理受託事業（経常経費）			担 当	森林管理班
事業年度	昭和42～	事業主体	県	当初予算額	22,642 千円
事業目的	大臣権限に係わる重要流域内の1～3号民有保安林の指定・解除、指定施業要件の変更等の事務、保安林適正管理調査等の受託事業を実証する。			財 源	国 庫
				内 一 般	22,642 千円
				内 一 般	
				内 一 般	
実施内容	1 保安林整備 6,597千円 保安林の指定・解除、指定施業要件変更等の事務 2 保安林管理 16,045千円 保安林適正管理実態調査（所有者・境界・地目未更正箇所の実態等の調査）等の受託 保安林保全情報整備調査（保安林台帳等のデータベース化）等の受託				